

有害鳥獣被害でお困りの方へ

農作物や農地を有害鳥獣の被害から守りませんか

皆様の大事な財産である農作物や農地を有害鳥獣の被害から守るため、防護柵を設置しませんか。

里庄町では、近年増加する有害鳥獣による被害の軽減のため、侵入防止に有効な防護柵を設置する場合の経費の一部を補助しています。

○ 対 象

有害鳥獣の侵入防止に有効な防護柵を、1か所50m以上設置する場合で、次の条件をすべて満たす場合

- ① 現に耕作している町内の農地に設置する場合
- ② 申請時点で納期限が到来している町税等の滞納がない
- ③ 柵の設置後5年間、設置した防護柵と農地の適正な維持管理ができる

○ 補 助 率

原材料費の2分の1 または
次の単価で計算した額
のいずれか低い額

(補助上限額50,000円)

※1mあたり単価

- ・トタン・金網(ワイヤーメッシュ) 250円
- ・電気柵 125円
- ・網 100円

※補助金の交付決定前に設置した場合は、補助の対象となりませんのでご注意ください。

補助を受けようとする場合は、必ず事前にご相談ください。

防護柵の設置補助を受けられるのは、農地ごとに1度だけです。設置後の柵の補修や補強、再設置は補助の対象となりませんのでご注意ください。

申請は随時受け付けていますが、予算額に到達し次第、受付終了となります。



【防護柵の例】

詳しくは、里庄町農林建設課(TEL64-7215)へお問い合わせください。

裏面もご覧ください

遊休農地の草刈りをお願いします

回 覧

農家の方の高齢化や後継者不足によって、耕作されない農地が増えています。

このような遊休農地に雑草が生い茂ると、景観を損なうだけでなく、次のような問題が生じます。

- ・雑草の種が飛散して、周辺農地や近隣住民に迷惑がかかる
 - ・病害虫が発生する。有害鳥獣（ヌートリア等）の隠れ場所や住み家になる
- 一度、遊休農地にしてしまうと、元の農地に戻すのはとても大変です。

農地を雑草で荒らす前に、年に数回の定期的な草刈りをお願いします。

ご自身で草刈りができない場合は、次の団体へ有料で依頼することができます。

公益社団法人 里庄町シルバー人材センター ☎64-5901



農作業中の事故に気をつけましょう

収穫の秋は農作業が忙しくなり、農作業中の事故が起きやすくなります。

【コンバインでの農作業に気をつけましょう】

- ・後進時は特に慎重に！！運転席から見えない死角に注意しましょう。
- ・事故防止のため、点検整備や清掃作業時はエンジンを止めましょう。

【水路等への転落に気をつけましょう】

- ・見えにくい＝危険！！危険な場所は“見える化”をしましょう。
例）草刈りによって畦と水路の境が見えるようになり、転落防止になる。
- ・台風の中での水路等の見回りは危険！！見回りは風雨が治まってからにしましょう。

【熱中症に気をつけましょう】

- ・熱中症は「水分補給」と「暑さを避けること」で予防できます。気温が高い時や体調不良の時は無理をしないようにしましょう。
- ・できるだけ2人以上で作業しましょう（緊急連絡のため携帯電話を忘れずに！）



農業振興地域整備計画変更案の縦覧

農業振興地域整備計画とは、おおむね10年を見通し、総合的に農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、町が定める農業振興の計画です。この度、この計画を変更することに伴い、次のとおり計画変更案の縦覧を行います。

町内在住の方は、縦覧期間の満了の日まで、この計画案に意見書を提出することができます。また、計画案のうち、農用地利用計画について、農用地区域内にある土地所有者または土地に関し権利を有する方は、計画案に対し異議を申し出ることができます。

縦覧期間 令和2年 9月28日（月）～令和2年10月27日（火）の開庁時間内

申出期間 令和2年10月28日（水）～令和2年11月11日（水）の開庁時間内

縦覧場所 里庄町農林建設課

問合せ先 里庄町農林建設課 ☎64-7215

裏面もご覧ください